平成２２年（フ）第５８７号
岡山市南区三浜町２丁目５番５号
債務者　三宅キミコ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６号
栃木県栃木市大宮町2707番地５
破産者　有限会社タジマホーセイ
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２８２号
埼玉県新座市野火止５丁目27番７号
破産者　有限会社夢現工房
1　決定年月日　平成22年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
神奈川県逗子市小坪３丁目22番10号
破産者　アジュール有限会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３２５号
三重県桑名市大字小貝須字若田縄1929番地
破産者　株式会社梶原工業
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
三重県四日市市茂福町22番23号
破産者　株式会社井上組
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
三重県四日市市山分町174番地17、住民票上の住所三重県四日市市茂福町22番24号
破産者　井上工産こと　井上　洋子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１０４１２号
大阪府東大阪市衣摺２丁目８－７、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市衣摺６丁目４番５号
破産者　伯方精工有限会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８９号
大阪市中央区島之内２丁目４番24―401号
破産者　数原　　猛
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２１号
大阪府東大阪市川俣１丁目６番12号
破産者　日本装美株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２０号
大阪府豊中市宮山町３丁目５番９号
破産者　大港建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００６号
大阪府東大阪市友井２丁目６番16号
破産者　浜口建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０２７号
大阪府高槻市北昭和台町23―２
破産者　株式会社保義住販
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１７号
大阪府守口市南寺方東通３丁目３番30―505号
破産者　東海電子工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０９号
大阪府枚方市大垣内町２丁目８番10号
破産者　株式会社ダイレクトホーム
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２０号
大阪市中央区北久宝寺町４丁目３番12号小原第５ビル
破産者　有限会社ウイズメディカル事業本部
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５７号
大阪市西区南堀江４丁目２番１号
破産者　株式会社ニシヤマ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３５号
神戸市中央区多聞通２―６―６神戸多聞ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区浜崎通５番31号
破産者　株式会社デザイン・構造研究所
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４２号
兵庫県西宮市城山５番12―105号
破産者　加納食器株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３７号
岡山市北区田町２丁目７番16号
破産者　カタヤマ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
高知県高岡郡佐川町永野1660番地４
破産者　有限会社村上建材運送
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部